

平成 28 年台風 10 号による農業用施設等災害見舞金支給要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、平成 28 年台風 10 号の災害（以下「災害」という。）により被害を受けた本町で農業を営む者（以下「農業者」という。）に対し、災害見舞金（以下「見舞金」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 平成 28 年台風 10 号による暴風、豪雨又は洪水をいう。
- (2) 農業用施設等 倉庫、畜舎、堆肥盤、農機具庫、農業用ハウス、搾乳施設、トラクター又は自走式大型機械（小型特殊を除く。）をいう。

(支給の対象)

第 3 条 この見舞金は、災害により本町の固定資産台帳に記載のある農業用施設等に被害を受けた農業者を対象とする。

(見舞金の額)

第 4 条 見舞金の額は、次に掲げる表の区分により支給する。

農業用施設等	被 害 状 況	見舞金の額
倉庫、畜舎、堆肥盤、農機具庫、農業用ハウス、搾乳施設	全壊又は流失	100,000 円
	半壊又は床上浸水	50,000 円
トラクター又は自走式大型機械（小型特殊を除く。）	全損又は流失	30,000 円

(支給の決定)

第 5 条 町長は、災害による被害を調査確認した後、見舞金の支給を決定する。

- 2 災害による被害の区分の認定については、必要に応じて清水消防署長のほか関係機関等の意見を聴取して決定するものとする。
- 3 前条に掲げる被害の区分が複数に該当する場合は、見舞金の額が大きい区分の見舞金のみ支給するものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

平成 28 年台風 10 号による清水町商工業者等災害見舞金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、平成 28 年台風 10 号の災害（以下「災害」という。）により被害を受けた町内で商工業を営む者（以下「商工業者等」という。）に対し、災害見舞金（以下「見舞金」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 平成 28 年台風 10 号による暴風、豪雨又は洪水をいう。
- (2) 商工業者等 町内で商工業を主たる事業としている者又は商工業に準じる事業を行っている者

(支給の対象)

第 3 条 この見舞金は、災害により被害を受けた商工業者等で、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合に支給対象とする。

- (1) 固定資産台帳に記載のあるものが被害を受けた場合
- (2) 商工業の事業運営に資するものが被害を受けた場合

(見舞金の区分及び額)

第 4 条 見舞金の額は、災害による被害状況の区分に応じて次に掲げる表とおりとする。

建物・施設等	被 害 状 況	見舞金額（円）
工場（設備含む）	大規模損壊	100,000
ゴルフ場・観光施設	大規模損壊	100,000
大型倉庫	大規模損壊	100,000
店舗（事務所）・施設・倉庫	全壊	100,000
店舗（事務所）・施設・倉庫	半壊	50,000
店舗（事務所）・施設・倉庫	浸水による設備、資材及び商品等の大量損失（破棄）	30,000

(支給の決定)

第 5 条 町長は、災害による被害状況を調査・確認した後、見舞金の支給を決定する。

2 被害状況の調査・確認にあたっては、必要に応じ清水消防署長のほか関係機関等に意見を聴取して決定するものとする。

3 前条の表に掲げる被害状況が、当該商工業者等において複数該当する場合は、見舞金の額が大きい区分の見舞金のみを支給するものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。